

こんな時は

NO!
不正軽油宣言
千葉

ご連絡ください!

車の燃料として
不正軽油、灯油、重油を
使っている話を
聞いた。

不審な業者から
燃料の売り込みが
ある。

安い軽油を購入したが
車の調子がおかしい。
軽油の色がおかしい。

不審な場所に
タンクローリーが
出入りしている、
油臭、刺激臭がする。

夜中に
タンクローリーが
出入りしている
場所がある。

空き地などに
不審なタンク、
不審なドラム缶が
置かれている。

免税軽油を
自動車の燃料に
使用している。

許さない!見逃さない!

不正軽油による脱税を!

連絡先

千葉県税務課	軽油引取税室	043-223-2170
千葉西県税事務所	軽油引取税課	043-279-7111
松戸県税事務所	軽油引取税課	047-361-4036
佐倉県税事務所	軽油引取税課	043-483-1116

香取県税事務所	軽油引取税課	0478-54-1314
茂原県税事務所	軽油引取税課	0475-22-1721
木更津県税事務所	軽油引取税課	0438-22-7221

不正軽油とは(千葉県HP)

pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/shurui/keiyu/fusei.html



不正軽油の販売・使用は 悪質な脱税行為です!

⚠ 自動車の燃料として、



重油



灯油



重油や灯油を
使用している。



軽油

重油や灯油を
軽油に混ぜて
使用している。

これらの行為は脱税行為となり、申告納付が必要です。

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら、材料を提供、運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。